

ID: 171

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	栈橋の係留許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市仙崎漁港施設条例 第5条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第135号		
【根拠条文】 (栈橋の係留制限) 第5条 栈橋においては、貨物等の積卸し及び給水、給氷、給油、人の乗降の場合のほか、船舶を係留することはできない。ただし、特に市長の許可を得たときはこの限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日